

令和3年4月1日から

放課後等デイサービスに

個別サポート加算(Ⅰ)が創設されます

令和3年度の国の報酬改定により、より手厚い支援を必要とする子どもへのきめ細かい支援を評価するために、個別サポート加算(Ⅰ)が創設されます。

加算の対象となるサービス

児童発達支援

医療型児童発達支援

放課後等デイサービス

加算の対象となる児童の要件

放課後等デイサービスご利用の方については、これまで受給者証を発行する際の調査票（裏面調査票参照）をもとに、「指標該当」「指標非該当」を決定しておりましたが、今回の報酬改定では「指標該当」の児童について、「指標該当」から「個別サポート加算(Ⅰ)」に変更されます。

既に受給者証をお持ちの児童については、受給者証の再発行を行いませんので、「指標該当」の記載がある場合は、「個別サポート加算(Ⅰ)」として取り扱います。

次回更新より調査にて対象となる方については、受給者証に記載がされます。

本加算については、現在行われている支援に対し、新たに事業所への評価を行うもので、今後の支援内容が変更となるものではありません。

個別サポート加算(Ⅰ)の取り扱い

これまでの基本報酬にあわせて、個別サポート加算(Ⅰ)として100単位/日が算定されます。

※加算算定後も、受給者証に記載されている利用者負担上限月額を超えて負担額が発生することはありません。

問い合わせ先：福岡市こども未来局こども発達支援課

TEL:092-711-4178

FAX:092-733-5534

放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児

※項目の判断基準は障害支援区分の取扱いに準ずる

【別表】

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	○日常生活に支障がない	○特定の者であればコミュニケーションできる ○会話以外の方法でコミュニケーションできる	○独自の方法でコミュニケーションできる ○コミュニケーションできない
説明の理解	○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
異食行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
多動・行動停止	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不安定な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
自らを傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
他人を傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不適切な行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
突発的な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
過食・反すう等	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
てんかん	○年1回以上	○月に1回以上	○週1回以上
そううつ状態	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
反復的行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
読み書き	○支援が不要	○部分的な支援が必要	○全面的な支援が必要